

中山間地域等直接支払制度交付金実施要領、運用（抜粋）

○中山間地域等直接支払交付金実施要領（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知

最終改正平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2437 号農林水産事務次官依命通知

第 13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況进行评估し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5 年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3 年後に所要の見直しを行う。

○中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（抜粋）

平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知

最終改正平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2438 号農林水産省農村振興局長通知

第 17 交付金交付の評価

- 1 実施要領第 13 の 1 の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、市町村が行う平成 24 年度の実施状況の確認に併せて行い、平成 25 年 6 月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成 26 年 8 月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第 9 の 1 の (3)、(4)、(6) 及び (7) の措置を講ずるものとする。